

所沢市都市計画法第34条第1号許可運用基準

【日用品店舗等】

解 説

■ 開発区域等

- (1) 運用基準1(2)の開発区域について、隣接する市町にまたがって集落が形成されているときは、隣接する市町内の建築物の敷地であっても、集落を構成している一敷地として、50以上又は100以上の居住用建築物の敷地の数に含めて差し支えない。なお、この場合においても、その過半が本市の市街化調整区域内に存すること。
- (2) 運用基準1(2)の敷地境界線から500メートルの範囲内の取扱いについて、集落地域性を示す図面の作成においては、簡便な方法として、敷地内におけるおよその中心点を起点として差し支えない。
- (3) 運用基準1(2)の集落地域の要件を満たすために、不自然に分筆した敷地を開発区域に入れることなど、適正な土地利用が想定されないものは認めない。

■ 予定建築物の規模等

- (1) 運用基準3(2)及び(3)について、作業場・店舗部分と管理諸室は建築物内部で行き来ができること。

■ 事業者の資格等

- (1) 開設に必要な許可等の取得見込みで開発許可等を受けた場合は、取得後、速やかに許可書等を提出すること。
- (2) 被雇用者が必要とされる資格を有する場合は、申請者である法人が当該有資格者を雇用していることを証明すること。